

第28号議案

「あなたの居場所が見つかるかも？海外留学・進学入門ワークショップ」の
後援名義の使用について

上記の議案を提出する。

令和6年6月5日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 加藤 裕一

別記様式第1号（第6条関係）

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

2024年5月10日

文京区教育委員会 殿

申請者（申請団体） 特定非営利活動法人みんなの進路委員会

住所（所在地） 東京都杉並区高円寺南4丁目39番5号鈴木方

代表者名 (ふりがな) たにむらかずなり
谷村一成

代表者連絡先 (事務担当者) 070-6551-8521

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、
申請します。

記

事業名	あなたの居場所が見つかるかも？海外留学・進学入門ワークショップ	
共催又は後援名義等の使用を必要とする理由	文京区内の小学生～高校生を対象としており、区内の学校や対象者が利用する施設等で周知を実施するため	
実施期間	2024年6月22日（土）から 2024年6月22日（土）まで	(1日間)
実施場所	曙町会館（文京区本駒込1丁目12-5）	
事業内容	目的※	近年、官民を挙げてグローバル人材の育成や、それに直結する海外経験を推進する動きが盛んだが、そのような体験や情報は特定の学校に偏重している。文京区内の誰もがアクセスできる場において、気軽に留学等の情報を得て、グローバル人材への踏み出すきっかけを提供する。
	内容	アメリカ・マレーシアの大学に進学した若手社会人をゲストに招き、クイズ形式や世界のボードゲームを体験することを通して、気軽に楽しく最新の留学・海外進学情報に触れ、海外へのハードルを下げる
	対象者	小学生～高校生とその家族 (参加予定人員40人)
	参加費	無料
他団体の共催、後援等(申請中、承認済の別)	共催：文京よつば学院・認定NPO法人街ing本郷	
備考		
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <input checked="" type="radio"/> 同意する <input type="radio"/> 同意しない		

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

あなたの居場所が見つかるかも？海外留学・進学入門ワークショップ実施要項

事業の目的

官民を挙げてグローバル人材の育成が叫ばれており、それに直結する留学等の海外体験が推進されているものの、情報や体験の機会は特定の学校に偏重しており、多くの子どもたちにとって身近ではない。そこで、文京区内の小中高生の誰もが参加できる機会に、気軽に海外留学・進学等の情報に触れ、実際に海外大学への留学・進学した年齢の近いロールモデルと出会う機会を提供することで、グローバル体験格差の是正を目指す

計画

日時：2024年6月22日（土）13:00-15:00/17:00-19:00

場所：曙町会館（文京区本駒込1丁目12-5）

主催：NPO法人みんなの進路委員会

共催：文京よつば学院/認定NPO法人街ing本郷

内容：

① 13:00-15:00 の部

12:45-13:00 開場・受付

13:00-13:20 クイズで世界の大学を知ろう！

13:20-14:00 世界のボードゲームを体験してみよう！

14:00-15:00 世界のお菓子を食べながら留学体験談を聞こう！

② 17:00-19:00 の部

16:45-17:00 開場・受付

17:00-17:20 クイズで世界の大学を知ろう！

17:20-18:00 世界のボードゲームを体験してみよう！

18:00-19:00 世界のお菓子を食べながら留学体験談を聞こう！

※ボードゲームは、アメリカ・モノポリーと、マレーシア・チョンカを利用

ゲスト：

① 渡邊怜音（わたなべれおん）

2000年東京都生まれ。小さい頃から普通が嫌いな子どもだった。環境を変えたいと考えて、全寮制男子高校へ進学。マレーシア・アジアパシフィック大学卒業後、現在都内金融機関で勤務

② 山田紗南（やまださなみ）

1996年新潟県生まれ。文系理系の区分や講義形式の授業スタイルに違和感を抱き、海外留学に关心を持つ。高校時代にアルゼンチンへ自治体の支援を受けて全額無償で留学へ。アメリカ・エンポリア州立大学卒業後、現在都内のIT企業で勤務

事業予算書

事業名 あなたの居場所が見つかるかも？海外
留学・進学入門ワークショップ

団体名 特定非営利活動法人
みんなの進路委員会

収入	単位：円	支出	単位：円
文京よつば学院からの資金提供	14,422円	ゲスト謝礼（2名分） ゲスト交通費補助（2名分） ボードゲーム購入 お菓子購入	6,000円 2,000円 4,422円 2,000円
計	14,422円	計	14,422円

2024年5月10日

(備考)

特定非営利活動法人みんなの進路委員会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みんなの進路委員会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、子どもたち・若者たちやその教員・家族に対して、多様な進路の選択肢についての情報提供・支援や、子どもたち・若者たち自身の持つ創造性・主体性の発揮に関する事業を行い、子どもたち・若者たちが進路選択を行う際に、その選択が本人の意思に沿い、自らの持つ可能性を最大限発揮できる選択肢を主体的に歩むことができるよう寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 子どもたち・若者たちやその教員・家族等を対象とした教育支援事業
- (2) 子どもたち・若者たちやその教員・家族等を対象とした地域振興事業
- (3) 子どもたち・若者たちやその教員・家族等を対象とした交流事業
- (4) 子どもたち・若者たちやその教員・家族等を対象とした情報の発信
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) マンスリーサポーター会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (3) メンバーシップ会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人で活動することを目的とする個人

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金・会費・寄付金の不返還)

第12条 すでに納入した入会金・会費・寄付金は返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) その他運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により、会場に来ることが出来ない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由により、会場に来ることが出来ない正会員は、ウェブ会議、テレビ会議、音声会議等のシステム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。)によって総会に出席し、表決することができる。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（ウェブ会議、テレビ会議、音声会議等のシステムによる出席者がある場合、又は書面、若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、それぞれの数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は

電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により、会場に来ることが出来ない理事は、ウェブ会議、テレビ会議、音声会議等のシステムによって理事会に出席し、表決することができる。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならな

い。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（ウェブ会議、テレビ会議、音声会議等のシステムによる出席者がある場合、又は書面、若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、それぞれの数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資 産

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計資産

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは理事会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、理事会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雜 則

(細 則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	谷村 一成
副理事長	江見 はるな
理事	高崎 真希
理事	早坂 有生
理事	高橋 貴一
理事	永田 久実
理事	小西 公大
理事	ペルソンくらら（八田 くらら）
理事	山田 紗南
監事	川島 拓也

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和5年6月30日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和5年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費 正会員（個人）10,000円

正会員（団体）100,000円

メンバーシップ会員（個人）10,000円

月会費 マンスリーサポーター会員（個人）1口1,000円/月（1口以上）

マンスリーサポーター会員（団体）1口10,000円/月（1口以上）

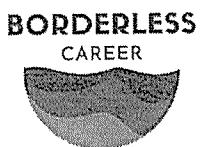
役員名簿 特定非営利活動法人みんなの進路委員会

	役職名	(フリガナ)
		氏 名
1	理事長	タニムラカズナリ
		谷村一成
2	副理事長	トシイハルナ (エミハルナ)
		利井はるな (江見はるな)
3	理事	タカサキマキ
		高崎真希
4	理事	ハヤサカユウキ
		早坂有生
5	理事	タカハシキイチ
		高橋貴一
6	理事	コニシコウダイ
		小西公大
7	理事	ペルソンクララ (ハッタクララ)
		ペルソンくらら (八田くらら)
8	理事	ヤマダサナミ
		山田紗南
9	監事	カワシマタクヤ
		川島拓也

PROJECTS

事業紹介

中高生が自分らしい進路選択を行うために3つの事業を展開しています



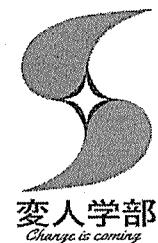
ボーダレスキャリア事業

世界20カ国に海外進学した50名以上の大学生ゲストスピーカーが出張授業・伴走型サポート。広い世界を知ることで、自身の進路選択の可能性に気づく。



From Me事業

課外活動や生徒会活動といった中高生が自らの興味関心を深め、地域や社会へ踏み出す機会のサポートを通して、体験を通した自分の進路を考える機会をつくる



変人学部事業

変とは何か、普通とは何かを対話やものづくりを通して考え、人間らしさや自らの持つ価値観・当たり前を振り返る

EVENT REPORT

原宿AIA高等学院

2023年10月7日(土)15:00-17:00

2023年11月4日(土)15:00-17:00

2023年12月2日(土)15:00-17:00

2024年1月13日(土)15:00-17:00

2024年2月10日(土)15:00-17:00

2024年3月2日(土)15:00-17:00



参加人数	31名（生徒有志参加）
実施内容	13:00-13:30 当法人理事長の谷村より、海外進学に関する基本情報をご紹介 13:30-14:30 ゲストスピーカー2名による海外進学体験談のプレゼンテーション
参加した中高生のコメント	「とても人数が少なかったので質問がしやすかったり、スタッフの皆さんのが親切であったため、とても雰囲気が良かったです。」(中学2年生)
ご担当の先生のコメント	「半年間にわたっての開催ありがとうございました。生徒たちに多様な選択肢を与えることができました。」(原宿AIA高等学院代表福田様)
当法人参加者	谷村一成(理事長)/江見はるな(理事)/平野希(スタッフ)/山田紗南(アメリカ・エンポリア州立大卒)/木村真央(アメリカ・サンディエゴ州立大卒)/小野田翼(ニュージーランド・オークランド工科大卒)/横山大和(アメリカ・テンブル大)/日高史緒(カナダ・サイモンフレーザー大卒)/早坂有生(アメリカ・イエール大卒)/加茂柊也(オーストラリア・ウーロンゴン大卒)/渡辺玲音(マレーシア・アジアパシフィック大卒)/濱野奏子(アメリカ・カリフォルニア州立大フラトン校卒)/吉田悠佑(イギリス・サリー大卒)
備考	渋谷区教育委員会後援事業として実施 近隣高校も参加可

EVENT REPORT

ユースプラザKOBE・EAST

2024年1月13日(土)13:00-14:30



参加人数	4名（生徒有志参加）
実施内容	13:00-13:20 当法人理事長の谷村より、海外進学に関する基本情報をご紹介 13:20-14:10 ゲストスピーカー2名による海外進学体験談のプレゼンテーション 14:10-14:30 小グループに分かれて感想共有や質疑応答
参加した中高生のコメント	「参加できて良かった。学校では自分の進路が否定されていたので、やっぱり目指していいんだって思えた。」(高校1年生)
ご担当の先生のコメント	「知らないことばかりで自分も楽しんでしまった。もっと多くの生徒たちに参加してもらいたい。」(ユースプラザKOBE・EAST職員太田様)
当法人参加者	谷村一成(理事長)/藤井莉子(アメリカ・オレンジコーストカレッジ)/清水泰之(ドイツ・ミュンヘン工科大卒)
備考	神戸市教育委員会後援事業として実施



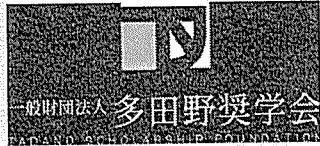
EVENT REPORT

杉並区中高生対象SDGs イベント企画プログラム

2023年6月4日(日)～8月27日(日)



参加人数	17名（生徒有志参加）
実施内容	6/4(日)研修①まちあるきで学ぶ高円寺 6/11(日)研修②心を動かす広報戦略とは 6/15(水)研修③ゴミ拾い×〇〇 企画力で社会貢献 6/18(日)研修④ワークショップデザイン入門 7/2(日)研修⑤気候変動って何だ? 7/2(日)企画①ワークショップを考える 7/23(日)企画②リハーサル 8/5(土)・8/6(日)SDGsフェスタin高円寺 8/27(日)振り返り
参加した中高生のコメント	「とにかく楽しかったし、地域を知り地域と関わるきっかけになった。来年もやりたい。」(高校2年生)
ご担当の先生のコメント	
当法人参加者	谷村一成(理事長)/江見はるな(副理事長)/辻杏奈(スタッフ)/木村美穂子(スタッフ)
備考	杉並区NPO活動助成事業/杉並区教育委員会後援事業



EVENT REPORT

尽誠学園高等学校

2024年2月16日(金)9:45-14:55

22



参加人数	69名（1年生進学コース全員）
実施内容	9:45-10:00 オープニング 10:00-13:50 アートワークショップ 13:50-14:50 ゲストトーク 14:50-14:55 クロージング
参加した中高生のコメント	「実際にアートを体験することで楽しみながら学べて、これからの自分の考え方方が少し変わってくると思いました。」(尽誠学園高校1年生)
ご担当の先生のコメント	「生徒たちへの影響は本当に大きかったです。すごく楽しんでいる生徒たちの様子をみてこちらも嬉しかったです。」(尽誠学園高校日山先生)
当法人参加者	谷村一成(理事長)/酒井敏(静岡県立大学副学長)/青柳みどり(ミロアートラボ代表)
備考	多田野奨学会助成事業



6.22(土)

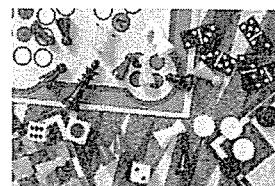
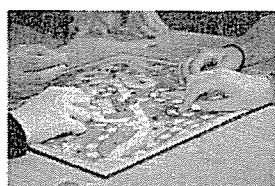
①13:00-15:00

②17:00-19:00

対象

小中高生(家族可)

海外のボードゲームを体験！



海外大学に留学した先輩と話そう！



Sanami Yamada

Reon Watanabe

入門ワークショップ



場所

文京区本駒込1丁目12-5

曙町会館

※本駒込駅徒歩8分/千石駅徒歩7分

お申込み/お問い合わせ

070-6551-8521

minnanoshinro2021@gmail.com



主催:NPO法人みんなの進路委員会/共催:文京よつば学院・認定NPO法人街ing本郷

2024年5月10日

確認書

文京区教育委員会 殿

住所（所在地） 東京都杉並区高円寺南4丁目39番
5号鈴木方

申請者（申請団体） 特定非営利活動法人みんなの進
路委員会

代表者名

谷村一成



文京区教育委員会 共催・後援名義を申請するに当たり、文京区教育委員会
後援名義等使用承認要綱を遵守し、以下の行為は行いません。

- 1 営利を目的とした行為
(物品の販売、会員の勧誘、営利目的事業の宣伝・チラシ配付等の行為)
- 2 政治的又は宗教的な行為
- 3 その他委員会の教育方針等に反する行為

仮に違反した場合、後援名義等使用承認要綱に基づき、後援名義使用の承認を
取消されることを了解しています。